

## 家畜排せつ物法施行状況調査結果 (平成 28 年 12 月 1 日時点)

平成 28 年 12 月 1 日時点における「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(以下「法」という。)の規定に関する施行状況について、都道府県からの報告を取りまとめた結果の概要を以下のとおり公表する。

### 1. 管理基準(法第 3 条)への対応状況

#### (1) 管理基準適用対象農家の概況

管理基準適用対象農家数は 46,779 戸であり、全畜産農家数 77,484 戸に占める割合は約 60.4%であった。

#### (2) 管理基準への適合状況

管理基準に適合している畜産農家数は 46,769 戸であり、管理基準適用対象農家数 46,779 に占める割合は 99.98%であった。

なお、管理基準に適合していない畜産農家数は 10 戸であった。

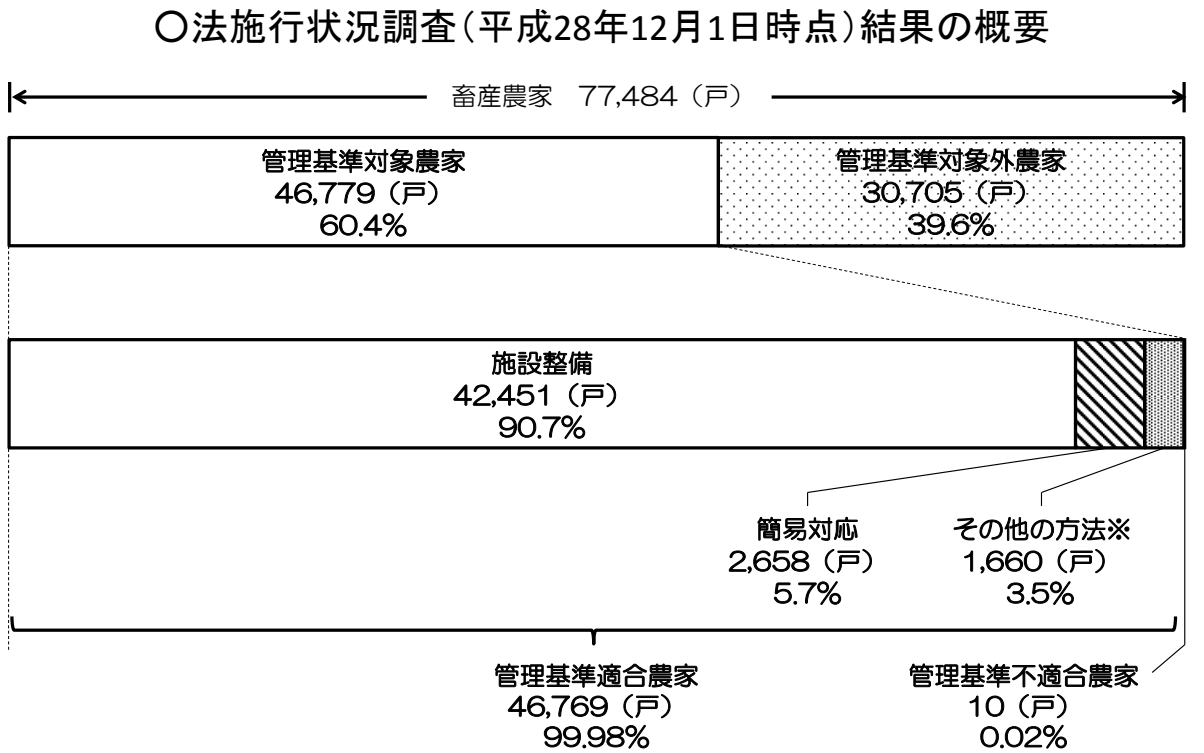
### 2. 法に基づく行政指導等の実施状況

平成 26 年 12 月 2 日から平成 27 年 12 月 1 日までに、法第 4 条に基づく指導及び助言は 24 戸、法第 5 条第 1 項に基づく勧告は 2 戸の畜産農家に対してそれぞれ実施され、法第 5 条第 2 項に基づく命令に至った事例はなかった。

また、平成 27 年 12 月 2 日から平成 28 年 12 月 1 日までに、法第 4 条に基づく指導及び助言は 21 戸、法第 5 条第 1 項に基づく勧告は 1 戸の畜産農家に対してそれぞれ実施され、法第 5 条第 2 項に基づく命令に至った事例はなかった。

(参考付表)

図 1 管理基準への対応状況（態様別）



※「その他の方法」には、畜舎からほ場への直接散布、周年放牧、廃棄物処理としての委託処分、下水道利用等が含まれる。

表 1 管理基準への対応状況（畜種別）

| 平成28年12月1日時点 |       |            |                       |               |                |
|--------------|-------|------------|-----------------------|---------------|----------------|
|              |       | 管理基準対象農家   |                       |               | (B)／(A)<br>(%) |
|              |       | (戸)<br>(A) | うち基準に適合<br>(戸)<br>(B) | 基準に不適合<br>(戸) |                |
| 全 畜 種        |       | 46,779     | 46,769                | 10            | 99.98%         |
| 畜 種 別 内 訳    | 乳用牛   | 15,334     | 15,331                | 3             | 99.98%         |
|              | 肉用牛   | 21,376     | 21,373                | 3             | 99.99%         |
|              | 豚     | 3,888      | 3,884                 | 4             | 99.90%         |
|              | 採卵鶏   | 2,535      | 2,535                 | 0             | 100.00%        |
|              | ブロイラー | 2,818      | 2,818                 | 0             | 100.00%        |
|              | 馬     | 828        | 828                   | 0             | 100.00%        |

表2 法第4条、第5条に基づく行政指導等の実施状況

| 項目            | 26年12月2日から<br>27年12月1日まで<br>実施件数(農家戸数) |
|---------------|----------------------------------------|
| 第4条に基づく指導及び助言 | 24                                     |
| 第5条に基づく勧告     | 2                                      |
| 第5条に基づく命令     | 0                                      |

| 項目            | 27年12月2日から<br>28年12月1日まで<br>実施件数(農家戸数) |
|---------------|----------------------------------------|
| 第4条に基づく指導及び助言 | 21                                     |
| 第5条に基づく勧告     | 1                                      |
| 第5条に基づく命令     | 0                                      |

(参考資料)

## 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律について

### 1. 経緯

- (1) 「家畜排せつ物法」は、家畜排せつ物の資源としての有効利用や地域の環境問題の改善を図るため、平成 11 年 7 月 22 日に成立。
- (2) その後、法律について周知を図りながら、政省令案等について検討を進めてきた結果、本法は同年 11 月 1 日から施行。本法の施行と併せ各種支援措置を講ずることにより、畜産環境問題の解決に努めているところ。

### 2. 法律の概要

#### (1) 家畜排せつ物の管理の適正化のための措置

- ① 農林水産大臣による家畜排せつ物の処理・保管施設の構造基準等を内容とする管理基準の策定

##### ◎ 管理基準

##### ◇施設の構造に関する基準

- ・ふんの処理・保管施設は、床をコンクリートその他の不浸透性材料で築造し、適当な覆い及び側壁を有するものとする
- ・尿やスラリーの処理・保管施設は、コンクリートその他の不浸透性材料で築造した構造の貯留槽とする

##### ◇家畜排せつ物の管理の方法に関する基準

- ・家畜排せつ物は、施設において管理すること
  - ・送風装置等を設置している場合には、その維持管理を適切に行うこと
  - ・施設に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと
  - ・家畜排せつ物の年間発生量、処理の方法、処理量を記録すること
- 等

- ② 畜産業を営む者による管理基準に則した家畜排せつ物の管理

- ③ 都道府県知事による家畜排せつ物の適正な管理の確保に必要な指導・助言、勧告・命令の実施

小規模畜産農家については、管理基準は適用しない。

|    |           |    |         |
|----|-----------|----|---------|
| ・牛 | 10 頭未満    | ・豚 | 100 頭未満 |
| ・鶏 | 2,000 羽未満 | ・馬 | 10 頭未満  |

## (2) 家畜排せつ物の利用の促進のための措置

### ① 基本方針の策定

農林水産大臣による家畜排せつ物の利用の促進に関する基本方針の策定

### ② 都道府県計画の作成

都道府県による地域の実情に即応した施設整備の目標等を内容とした計画の作成

### ③ 金融上の支援措置

ア 畜産業を営む者の作成する施設整備計画の認定

(都道府県知事)

イ アの認定を受けた者に対する株式会社日本政策金融公庫の融資

(施設の取得等に必要な資金のほか、施設・機械の賃借料の全額一括支払い等に  
必要な資金を融通)